

鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく鳥取県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、法第37条第2項に規定する活動のほか、温室効果ガスの排出の抑制等のために鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）又は民間団体が行う事業に必要な協力をするものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる要件すべてを満たしている者から知事が委嘱するものとする。

- (1) 地球温暖化防止に向けた活動の推進に熱意と識見を有する者
- (2) 県内に在住し、在学し、又は在勤する者
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア センターが実施する鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修を受講した者
 - イ 前号に掲げる者のほか、現に研究機関又は高等教育機関において環境問題を研究している等地球温暖化対策について高度の知識、活動実績等を有すると認められる者
 - ウ 推進員の再任を希望する者のうち、それまでの推進員としての活動内容から再任にふさわしいと認められるもの

2 推進員の委嘱を希望する者は、鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項に規定する申込書の提出があった者のうち、第1項の要件を満たすものを推進員に委嘱し、鳥取県地球温暖化防止活動推進員委嘱状（様式第2号）を交付する。

4 推進員は、第2項の規定による申込書に記載した事項を変更するときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(委嘱期間)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

(報告)

第5条 推進員は、委嘱期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の4月10日までに、鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式第3号）を県に提出するものとする。

(委嘱の取消し)

第6条 知事は、次のいずれかに該当する場合に推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員本人が委嘱の辞退を申し出たとき。
- (2) 推進員が第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

申込者 郵便番号
住所

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

鳥取県地球温暖化防止活動推進員の委嘱を希望するので、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第3条第2項の規定により次のとおり提出します。

1 連絡先	電話番号		ファクシミリ	
	電子メール			
2 所属（勤務先又は学校名）				
3 保有資格	（ ）環境カウンセラー		（ ）環境社会検定試験（e c o検定）	
	（ ）エネルギー管理士		（ ）公害防止管理者	
その他（ ）				
4 活動可能な地域				
5 新任又は再任の区分	（ ）新任		（ ）再任（推進員番号）	
6 推進員養成研修の受講日	年 月 日 ～ 年 月 日			
7 応募の理由 （今後取り組みたいこと等）				
8 環境関連の活動実績等（所属団体があれば合わせて記入すること）				
9 その他				

注 6は新任の場合のみ記入すること。8は、再任の場合、申込みの年度又は前年度の鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書に記載した内容に追記することがあれば記入すること。

様式第2号（第3条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員委嘱状

年 月 日

氏名 様

鳥取県知事

下記のとおり鳥取県地球温暖化防止活動推進員に委嘱します。

推進員番号	
委嘱期間	○年○月○日～○年○月○日



鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

提出者 住所
氏名
推進員番号

㊞

年度に鳥取県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

- 1 地域又は所属（勤務先、学校、団体等）で行った地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に係る活動、自ら行った取組

（講演会や研修会、チラシ配布等の広報活動、イベントへの出展、自宅での活動、県、市町村及びセンター事業への協力、推進員同士の情報交換等の実績）

2 1年間の活動を終えての感想、活動を通じて得られた知見、今後に向けての抱負、県及びセンター等への意見等

注 活動の報告に当たって参考となる資料があれば添付すること